1565

1840

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部

[redacted]

住所	本籍地	生年月日	職業	採用前	採用年月日	給料	日給	時給	戰歿	戰歿場所	遺骨・遺品の有無	戰歿者	住所	戰歿以外ノ消息	勲章	賞典	記事
[redacted]	[redacted]	大正元年	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部開設 昭和十六年十月 日（採用）	昭和十六年十月 昭和十六年十月 昭和十六年十月	[redacted]	昭和二十年三月一日 時	戰病死（マラリヤ）	比律賓 ルソン島 ウミヒロ	有	遺骨到着	[redacted]		現地ニ於テ 昭和二十年 日	現地ニ於テ 昭和二十年 日	

620

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| 生年月日 | 本籍地 | 現住所 | 職種 | 採用年月日 | 給料（日給） | 死亡 日時 | 死亡 場所 | 死亡 原因 | 死亡 死亡者住所 | 死亡 遺族住所 | 死亡 遺族ノ有無 | 死亡 | 死亡 | 死亡

元海軍軍人未復員者調査票

連絡番号 48/6の383

派遣元隊又は船名	一口三施設部	身分	工員	氏名	[redacted]
留守扶養者	続柄	妻	氏名	[redacted]	生年月日
	現住所	森県	市郡	村町	本籍地（現住所）

家族の承知されている情況

職名	司政官、嘱託、書記、技手、工員、船長、甲板員等の別を記入して下さい	工員	内地出發年月日、場所乘船名、行先がわかりますなら書いて下さい
志願、徴用、現地採用等の別	現地採用		家族援護の情況と取扱っている經理部を書いて下さい
採用又は徴用年月日及部隊名（船員は船名及船主）	昭和19年6月19日頃		一、部隊長から何か通知がありましたか 二、歸還者から何か通知がありましたか 三、其の他のところから何か通知がありましたか 以上ありましたら、それを書いて通知した人の住所、氏名を書いて下さい
外地勤務の部隊名及場所	一口三施設部[redacted]部隊		なし
本人からの最後の手紙に就いて傳記入下さい 差出日附（　年　月　日） 部隊符號（　年　月　日） 受領年月日（　年　月　日） 檢閲者印（　） 内容			其の他本人に就いて參考になることを書いて下さい [redacted] [redacted]に非ず

歸還者からの情報（歸還者の方は本欄に未處理者個人に對することを自分の屬していた部隊の情報を記入して下さい）

未處理者個人に對する情報

情報提供者	部隊	身分	氏名
	一口三施設	工員	[redacted]
同右現住所	[redacted]		

本人とは何處で何時から何時迄一緒でしたか又別れる時の本人の狀況はどうでしたかそれを本欄に記入して下さい

[redacted]に屬[redacted]一緒で戰死するまで一緒でありました。

戰歿者でしたらその狀況を本欄に記入して下さい（死亡か病死なら病名を記入して下さい）

死因：戰死（迫撃砲）
死亡年月日：昭20.7.2午後7時頃
死亡の場所：[redacted]
狀況：[redacted]

行方不明ならばその狀況を記入して下さい

原因：
年月日：
場所：

備考

他に本人の消息を知っていると思はれる方の住所氏名を記入して下さい

[redacted]

歸還者の屬していた部隊の情報

この欄には所屬部隊の行動、戰斗狀況（艦船事故ならその狀況）を詳しく書いて下さい（特に場所、年月日を洩らさない樣にして下さい）

軍屬は海軍[redacted]に屬[redacted]

[redacted]

[redacted]

32813

死亡者調書

本籍地	[redacted]
死亡地	北ボルネオ
所屬部隊	于四三于四四
官等級	陸軍二等兵
氏名	[redacted]
死亡年月日	
戰地到着年月日	
出發年月日	
出發地	
死亡年月日	昭和 二十年 七月一日
死亡場所	スラバヤ

死亡年月日 戦死者ハ戦闘場所	昭和二十年三月二日
死亡の原因	戦中負傷
昭和二十年三月二日	
本籍地	[redacted]
現住所	加古郡
所属部隊	二四〇三
官等級	海軍二等兵曹
氏名	[redacted]
合祭年月日	

549-10

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	死亡時	死亡場所	死亡地	死亡原因	遺骨・遺品の有無	住所	氏名	戦歿以外ノ消息	賞典	現地ニ於ケル	記事
[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[redacted]	[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [illegible]	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[illegible]	昭和二十年七月[illegible]日	[illegible]	戦死（[illegible]）	特[illegible]	有	[redacted]	[redacted]	現地ニ於ケル[illegible]（[illegible]）	[redacted]	

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用前職業	採用年月日	給料(日給)	死亡					遺骨遺品ノ有無	遺族	遺族ノ住所	死亡ノ場所	死亡ノ日時	死亡ノ原因	死亡ノ状況	給与		備考
	大正五年	[redacted]	[redacted]	昭和八年[illegible]月[illegible]日 [illegible]	第百三海軍工作部 昭和十[illegible]年[illegible]月[illegible]日(雇用)	昭和十年七月五日	昭和十年七月五日	病死(マラリヤ)	北緯[illegible]	第百三海軍工作部第[illegible]分工場	二等工員	[redacted]	現地ニ於テ	現地ニ於テ	現地ニ於テ	[redacted]	遺族ニ対スル弔意ハ[illegible]ニ於テ	遺族ニ対スル弔意ハ[illegible]ニ於テ	遺族ニ対スル弔意ハ[illegible]ニ於テ	遺族ニ対スル弔意ハ[illegible]ニ於テ	遺族ニ対スル弔意ハ[illegible]ニ於テ

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 年齢	本籍地	現住所（家族者）	俸給			戦歿			遺族			記事
			採用前	採用年月日	給料（日給）	日時	戦死負傷状況	場所	遺留品ノ有無	住所	続柄	
二等工員 [redacted]	[redacted]	仝 [redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和二十年七月五日	戦死（[redacted]）	地続き	有	[redacted]		

戦歿以外ノ消息	勲章	賞典
[redacted]	[redacted]	現地ニ於テ [redacted] 授ケ [redacted]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

1973-2

第四三海軍工作部[illegible]採掘工事報告書

[illegible]

| 氏名 | 生年月日 | 二等工員 | [illegible] | [illegible] | [illegible]

第西三海軍工作部理地採用工員調書

| | | |

7340

21-7-15 石表

No. 1965

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

1337

1964

2-7-15 日表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	合祭	略歴	採用前	採用年月日	給料（日給）	戦歴	日時	戦場	戦傷者	住所	戦歴及以外ノ消息	給与	賞典	記事
[redacted]	大正五年[redacted]日生	[redacted]	[redacted]	合祭	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和十九年五月[illegible]日（報告）	昭和十九年五月[illegible]日	昭和二十年七月[illegible]日	戦死（ゲリラ、機関銃ノ為）	比律賓	第百三海軍工作部第[illegible]工場	二等工員	[redacted]	現地ニ於テ 採用以来表彰	現地ニ於テ 採用以来表彰	

7320

1906

21-1-15 出表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| 氏名 生年月日 | 本籍地 | 現住所 家族名 | 略歴 採用前 | 採用年月日 | 給料（日給） | 職歴 日時 | 職歴 場所 | 職歴 職種 | 職歴 | 職歴 | 職歴

32853

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所屬部隊	第三十五軍司令部
入隊年月	昭和[illegible]年十二月十日
官等級	陸軍二等書記
氏名	[redacted]
生年月日	[illegible]
戸籍番號	不明
兵種	機関科
死亡地域及年月日	昭和十六年十一月三十日
戰地到着年月日	
勤務の概要	昭和十六年十一月[illegible]第二十五軍司令部[illegible]十六年十二月[illegible]十七年[illegible]十八年[illegible]十九年[illegible]二月[illegible]第[illegible]部隊[illegible]勤務[illegible]
發病年月日	昭和二十年五月
病名及傷痍部位	腸 及 栄養失調
負傷の戦闘状況	七月初旬より負傷歩行困難
死亡年月日時及場所	昭和二十年七月[illegible]十五時死亡
死亡の原因	

619

昭和二一年三月七日

本籍地	[redacted]		
現住所	仝	左	[redacted]
所属部隊	第二十二軍司令部	陸軍	
氏名	[redacted]	官等級	陸軍二等主計
		入隊年月	[redacted]

備考

(一)兵籍ヲ有セザル者、特務士官、准士官、下士官及兵ニ付記載ス

(二)本籍ヲ海外ニ有シ帰還セザル者ニ付記載ス

(三)知ル能ハザル事項ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(四)他人ヲシテ問ヒ合ハシタル事項ハ各箇該欄ニ相手方ノ記載ス

612-10

8725

No. 1931

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	出生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料	時間	職種	場所	傷病者	死亡	戦歿以外ノ消息	給与	賞与	記事
[redacted]	二等工員	[redacted]	[redacted]	昭和二六、[illegible] [illegible] [illegible]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

記事	消息							給与	職	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	職	場所	現地採用者の氏名	現地採用者印	戦歴及消息	給与	員
										[redacted]			昭和二十年七月	戦死	地球儀	青堀	第百三海軍工作部第[illegible]工場	第二員	現地ニ於テ	現地ニ於テ

陸（海）軍　死亡（現認・認定）証明書

死亡者	
所属（所在）部隊又は職域名	固有部隊名
	通称
	細部所属
	地区局面 ※
	兵種
	階級
	死亡時の階級（又は職名階級）
	氏名
	生年月日
	男・女
開戦時の住所（在留地）	比島ミンダナオ島ダバオ市ヴリナン
本籍地	[redacted]
区分	内
容	
発病時期	年　月　日
発病場所	年　月　日
死亡区分	戦死
死亡日時	昭和二十年一月二十日午前十時
死亡場所	比島ミンダナオ島ダバオ市ヴリナン地区
死亡事由（傷病名）	迫撃砲弾による爆死
遺骨及び遺物の処理	なし
遺留品の処理	なし
死亡当時の状況及び参考資料	本人は昭和十九年一月以降ユアナ地区陣地構築隊第一小隊に属し土木作業に従事中昭和十九年十月米軍の進攻により同陣地を放棄し比島ミンダナオ島ダバオ市ヴリナン地区に移動し同地に於て米軍の空襲に遭遇し本人は負傷し翌日死亡したものである。尚本人は戦死後八部隊長より遺骨及び遺物を受領したるも遺骨は未だ到着せず遺物は本人の着衣のみ残されたるものである。
留守担当者 現住所	[redacted]
留守担当者 氏名	[redacted]
統柄（父）	[redacted]

資料提供者

死亡を知つた方法	死亡者との関係	現住所	所属（所在）部隊又は職域	氏名（職名）
目撃した	同一部隊にて共に働いていた	[redacted]	陸軍第[illegible]部隊	[redacted]

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。及び裏面の各欄は記載に及びません。

21-126

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	合右
所屬部隊	北部海軍航空隊
入隊年月日	昭和一八、四、一
官等級	水長
出生年月日	[redacted]
戰地到着年月日	
勤務ノ概要	通信科ニテ作戰通信・従事ス戰斗ニ従事
発病年月日	昭和二〇、六、下旬
病名(受傷部位)	栄養失調
発病ノ原因	戰斗ニ従事中罹病・戰病死
死亡年月日時刻及場所	昭和二〇、七、八 和歌山県東牟婁郡下里村流域
右申告ス	
	昭和二十一年二月八日
本籍地	[redacted]
現住所	合右
所屬部隊	北部海軍航空隊
官等級	元海軍中尉
氏名	[redacted]
入隊番號	[redacted]
備考	

※厚生省援護局長ノ通牒ニ依リ各庁ニ於テ作成ノ上厚生省援護局人事部長宛送付

(四) 兵器並ニ軍隊輸送ニ関スル事項ハ[illegible]

(五) 代金ノ支払ニ関スル事項ハ各国政府間ニ相手方ヲ記載ス

47210

32854 [redacted]

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	右同
所属部隊	呉海兵団
生年月日	昭和九年六月 日
官等級	水兵 不明
氏名	[redacted]
出生年月日	不明
戦死年月日	不明
戦死場所	
戦傷年月日	
戦傷場所	
戦傷の程度	
戦傷の原因	
死亡年月日時刻及場所	昭和二十年六月中旬不詳 ミンダナオ島ダバオ市戦病死亡
戦況概要	
戦死者の属する部隊名	(マラリア)
戦傷者の戦傷年月	
戦傷者の戦傷場所	
戦傷者の戦傷の程度	
戦傷者の戦傷の原因	
戦傷者の戦傷の状況	
戦傷者の戦傷の場所	
戦傷者の戦傷の年月日	
戦傷者の戦傷の時刻	
戦傷者の戦傷の原因	
戦傷者の戦傷の程度

昭和　年　月　日

本籍地	[redacted]
現住所	右同
所屬部隊	吳海兵團
官等級	不明
戸籍番號	
氏名	[redacted]

8206
1615

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料（日給）	死亡	時	場所	死亡者	住所	戦歿以外ノ事由	勲等	賞典	記事
工事工員	[redacted]	[redacted]	不明	不明	第百三海軍工作部 昭和十六年五月[illegible]日	[illegible]円	昭和二十年七月[illegible]日	昭和二十年七月[illegible]日	比律賓ベタアン半島	有	第百三海軍工作部	二等工員	[redacted]	[redacted]	

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（又は業者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	区別及び災害状況	場所	遺骨遺品の有無	住所	続柄	戦歿以外の消息	給与	賞与	記事
[redacted]	（[redacted]）	[redacted]	合資会社	[redacted]	昭和一八年一月一日	[redacted]	昭和二十年七月十日	戦死（爆撃ノ為）	比律賓バタアン半島	有	第百三海軍工作部	二等工員	基ハ二月二十七日ヨリ行方不明ニシテ戦死ト認ム	現地ニ於テ[redacted]支給者（[redacted]名）	現地ニ於テ[redacted]支給ス	

45-10

死亡報告書

一、死者	陸軍上等兵 [redacted]	一、死者時の状況	ダバオ市街戦後海軍部隊は残存兵力を以て背方面へ転進の途中
一、本籍地	[redacted]		
一、遺族続柄氏名	妻 [redacted]		
一、死年月日時刻	昭和二〇、六、一〇 〇〇〇〇		
一、病名			
一、死亡場所	ミンダナオ島ダバオ市外		
一、所属部隊	三二特根		
一、遺骨遺品の処理	遺骨遺品全部焼棄	一、死者との関係	

右申告する

昭和二十七年 三月 二十六日

本籍地 [redacted]
現住所同

所属 三二特根 元陸軍 [redacted] 入隊前職 [redacted] (姓)

/31

67548

吳第二部の三人のAの　　吳地方復員局人事部 [redacted]

現況不明及消息調査依頼票　（二二年九月二十七日）

申告者	現住所							
	元軍隊	大尉	氏名	[redacted]				
本籍地					学級氏名		復員年月日入隊番号	
本人	所属部隊名	第[illegible]島空	階級	不明	勲章	[redacted]	生年月日	明治[illegible]年[illegible]月[illegible]日
参考事項	昭和十八年十二月頃来信 吳海兵団ニテ[illegible]ヲ大[illegible] [redacted]隊ノ将校ナリ							

回答欄		
死亡状況	死亡年月日	昭和[illegible]年十月初旬 [redacted]
	死亡場所	比島カラーク地区ピナツボ東麓
	死亡の他の状況	カラーク地区防空隊隊長として奮戦米軍比島上陸迎撃カラーク地区に於て之を邀撃せるも利あらず ピナツボ山中に撤退敵陣に斬り戦死す 尚兵隊 [redacted] 少尉（推定）復員し居るに過ぎず 詳細調査せられたし

（註）(一)戦歿又は行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得しておられない場合は推定されたい

(二)消息を確認されない他人から得た知識事項であるため必ず記載されたい

(三)本県以外で戦歿公表未済者と御存じの際は通知して下さい

(四)備考　吳地方復員局人事部履歴送返送して下さい

64032

死歿者調書

本籍地	[redacted]
現住所	
所屬部隊	一一二号輸送隊
入団年月	昭一九、五、一五
官等級	一機
役種	現役
兵種	機関科
氏名	[redacted]
年月日	
入籍番號	[redacted]
内地港出発年月日	昭和十九年十月十五日
戰地到着年月日	昭和十九年十月二十九日
勤務概要	輸送任務
発病(受傷)年月日	昭和二十年三月二十五日
病名(受傷部位)	「マラリヤ」
発病(受傷)戰場名	比島北部ルソン島
死亡年月日及戰場所	昭和二十年七月十一日比島北部ルソン島
右申告之	
昭和二十年八月吉日	

192

本籍地	[redacted]
現住所	右ニ同ジ
所属部隊	第一一特輸連隊
官等級	上機曹
氏名	[redacted]
入籍番号	[redacted]

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ残務取扱者等 呉地方復員局人事部長宛通報スベキ責任者ニ於テ知得シアラズト認ムルモノニ付記載ス

(二) 呉鎮在籍ノ特務士官、准士官、下士官兵ニ付記載ス

(三) 同府県人ハ勿論他府県出身者ニ就イテモ記載ス

(四) 知得シアル範囲ニ於テ出来ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞キテ承知セラル事項ハ各當該欄ニ相手方ヲ記載ス

(終)

1P2-10

證明書

本籍地 [redacted]

本人 [redacted]

昭和十九年七月[redacted]日付ヲ以テ「バオ」海軍一〇三施設部ノ命令ニ依リ軍屬トシテ採用サレ[redacted]年[redacted]月[redacted]日午後八時四十分[redacted]小隊ト共ニ「パンダオ」ニ移動シ昭和二十年七月カリヤオ地點ニ於テ戰病入

右之通リ戰病死セシ事ヲ證明ス

昭和二十一年九月　日

見届人 [redacted]

保證人 [redacted]

海軍一〇三施設部

戦務管理部部長

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

567733

昭和二十二年　四月十八日

戦死確認書氏名印

軍部当時の所属　北海航空隊（富士南西方面警備）海軍兵曹長（富士）

確認者等被人籍市町村

確認者本籍地

申請者

[redacted]

戦死者確認の経緯概略

一、官職氏名　[redacted]

一、入隊番號

一、入隊年月日　一八一八一一　[redacted]

一、入隊場所

一、戦歿年月日時　昭和二十年七月十二日

一、戦歿時の部隊　北海航空隊（富士南西方面警備）

一、戦歿場所　[redacted]

一、戦歿の區分　傷死

一、戦歿の狀況　サパンカン　マリヤ　マンヂヤ　ヨリ　マンヂヤ　ニ至ル間　マラリヤ等病自沢

一、遺骨遺品の有無及内地送還の方法　遺骨遺品なし

一、戦歿者本籍地及現住所

[redacted]

註　戦傷死として処理

本件関係者八私名古屋港ニ復員シ陸ノ際復員局事務員ニ聴取書作成ス

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所	略歴 採用前	略歴 採用年月日	略歴 給料	略歴 職務	略歴 死亡 年月日	略歴 死亡 場所	略歴 死亡 原因	遺族	遺族 住所	遺族 続柄	遺族	備考
[redacted]	千葉県	同左	第百三海軍工作部現地採用	昭和十八年十月十日	一日 [illegible]	職工	昭和二十年七月十五日	海軍[illegible]大[illegible]	戦死（マラリヤ）	妻	千葉県[illegible]郡[illegible]村	妻	[redacted]	戦死以外消息

戦没者調書

籍地	[redacted]
住所	[redacted]
氏名	[redacted]
部隊	北部海軍航空隊
年月日	昭和一九、二、五
役種	役種
現役	兵種
階級	兵科（番号）
戦死年月日	[redacted]
戦死の場所	
動機概要	通信科員トシテ作戦通信従事ス戦隊員トシテ戦斗ニ従事ス
戦死の状況	昭和二〇、七上旬 マニラ
戦傷病名	戦傷病名
戦傷年月日	昭和二〇、七、三 於ルソン東岸ツアラガ川流域
戦傷の場所	
戦傷の状況	
備考	

47,885

古田 岩次

昭和四年二月八日

本籍地

現住所

所属部隊

氏名 [redacted]

官等級

人員番号

備考

(一) 本調査ハ部隊長ハ残務取扱等異状ヲ復員局人事部長ヘ通報スベキ責任者ニ於テ知得シタルモノト認ムルモノニハ記載ス

(二) 異態在籍ハ終務官ハ遥言官、下士官兵ニハ所属ス

(三) 関係府県人ハ関係他府県出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヲ聞キテ承知シタル事項ハ各当該欄ニ概要ヲ記載ス

HB-10

261

戦没者調査

本籍地	[redacted] 現住不明
現住所	不明
所属部隊	砲兵第[illegible]連隊
入隊年月日	昭和十六年月日不明徴兵
等級	昭和九年十一月一日 等級
内地陸海出発年月日	不明
外地到着年月日	不明
到着地名	不明
戦没年月日	昭和二十年二月二日
戦没地	不明
戦没者の概要	昭和二十年二月二日[illegible]食糧[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

死亡年月日時 昭和二十年七月頃月日時刻不明ナリ

死亡時の状況 昭和二十年七月十三日頃自決前私ガ遺言ヲ聞キマシタガ同氏遺言ナシ

右の通り承知しておりますから申告致します

昭和　年　月　日

申告者 入籍者 [redacted] 等級兵曹長 氏名 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所 同右

所属部隊 砲術 磨津

備考

一、本親書は死亡者の身上関係一切を処理するものとする。

二、懐裏に且つ詳細に記入して下さい

六、戸籍謄本から調べて承知した事項を書き入れて下さい

29-10

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

死殁者調書

本籍地	[redacted]
現住所	右 同
所属部隊	第三十六警備隊（マダラオ島パラオ派遣隊）（假入隊）（給与見習士官 遠藤後）
入團年月日	/
官等級	曹
役種	/
氏名 生年月日	[redacted]
兵種	水兵科
入籍番號	[redacted]
内地港湾出發年月日	/
戰地到着年月日	/
動務の概要	十九年給与見習士官遠藤後三十六警備隊假入隊 二十年三月二十八日本隊上陸ヨリ分ロパ派遣隊ニ動務ヲ命ジラレ トラック勤務中ノ処 二十年七月十五日 戰死
發病(受傷)年月日	七月初旬
病名(受傷の部位)	マラリヤ・下痢併発
發病(受傷)又ハ戰死の狀況	勤務遂行中 マラリヤ罹病ノ上下痢併発 戰中 [illegible] 死

[illegible]年[illegible]月[illegible]日 所[illegible]
及[illegible]所 [illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]所[illegible]人事 [illegible]

右申告す

昭和[illegible]年 四月十七日

本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所屬部隊	第三十七[illegible]陸隊
氏名	[redacted]
官等級	陸軍主計大尉
入籍番號	

備考

(一)本調書は部隊長又は残務取扱者等呉地方復員局人事部長宛通報すべき責任者に於て知得したるものの外に付記載す。
(二)呉鎮在籍の特務士官、准士官、下士官、兵に付き記載す
(三)府縣人は勿論他府縣出身者に就ても記載す
(四)[illegible]
(五)他[illegible]

251-10

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	略歴				備考
	大学工員			採用前	採用年月日	給料（日給）		
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]（女）		第百三海軍工作部附 昭和四年十月二十五日（採用）	昭和五年十月二十五日		

戦歴					戦歴以外	賞与	
年月日	場所	戦況	死傷者				
			遺骨の有無	住所			
昭和二十年七月十五日	比律賓北部ルソン「ツビラオ」	病死（「マラリア」）	無	第百三海軍工作部	海軍軍属扶助料		

滿洲三菱鑛業株式會社採用工員調書

住所	氏名	生年月日	本籍	現住所	採用前職業	採用年月日	給料（日給）	時間	日時	場所	死傷者	住所	死傷者	死傷以外	死傷	死傷
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	農業	昭和十五年五月三十五日（採用）	[illegible]	[illegible]	昭和十五年五月十五日	坑内	死（即死）	北支那八路軍	有	死	死	[redacted]
														二等工員	死	

採用前	略歴	治療	記事
採用年月日	給料（日給）	職	残	傷病
第百三十六[illegible]年五月二十五日ノ徴用	昭和十年五月[illegible]日	昭和二十年[illegible]月十五日	北洋[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（最後居住地）	略歴		遺骨								記事
				採用前	採用年月日	給料（日給）	戦歿				残			
							日時	場所	戦歿者の遺骨の有無	住所	続柄	戦歿以外の消息	賞典	将官
[redacted]	大等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百五海軍工作部 昭和十九年十二月三十五日（採用）	昭和十九年十二月 [redacted]	昭和二十年七月 日	北緯 ルソン ナトサン サンタクルース中間海上	無	第百三海軍工作部	海軍省宛送付		現地ニ於テ 昭和 年 月 日 [redacted] 未婚	一等工員 昭和二十年三月 日

21.6.1 公表

281

46645

[illegible]

[illegible]	[redacted]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]		
[illegible]	[redacted]		
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[redacted]	[illegible]	[redacted]

[illegible]

[illegible]

666

1,920 10120

第百三海軍工作部現地採用工員調書

職名 生年月日	本籍地	現住所	略歴				消息								記事
			採用前	採用年月日	給料	日時	戰場	戰傷者		戰傷以外ノ消息	給與				
								住所	職名		賞	典			
(等工員)	[redacted]	全羅南道	昭和一六、八、二六 [redacted] 高梁 仕工部 十六年 一九四一、五、二〇 [redacted] 振遠 日給 四、一〇	第百三海軍工作部附 昭和六年三月二十五日(機関)	昭和十九年五月 一五、〇 昭和十九年五月	昭和二十年七月十七日 時 分	地津嶺	有業	[redacted]	殺害ニテ負傷ヲ負ヒ死亡ス	現地ニ於テ 採用及本人ニ給	[redacted] (被害者 [redacted] 名)	現地 採用及本人ニ給	[redacted]	

申告書

申告者			
所属	海軍	等級	等水兵
氏名	[redacted]	戸籍番号	[redacted]
現住所（番地番号）	[redacted]		

知得シタル戦死者、行方不明者、傷亡者等ノ情況（年月日、場所、月日等ヲ明ラカニスルコト）

戦死　[redacted]
この[illegible]
戦死　[redacted]
この[illegible]
戦死　[redacted]
この七、七日

本籍	在隊者ノ傷亡時所属	等級	氏名	戸籍番号
[redacted]	三[illegible]	一水	[redacted]	
[redacted]	[illegible]	一等	[redacted]	
[redacted]	[illegible]	一水	[redacted]	

注意 一、本人ノ住所ヲ管轄する府県ニ別紙ニスル。
二、情況説明ニハ出来レバ時間ヲツケ加ヘルコト。

2848

1.5886

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百五[illegible]工作部[illegible]

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	職種	採用年月日	給料（日給）	時間	場所	傷病者	住所	戦歿者	給与	賞与	記事
[redacted]（男）	[redacted]（第二工員）	[redacted]	[redacted]（妻）	仮工	昭和十九年十月[illegible]日（傭用）	[illegible]	昭和二十年七月二八日	此作業場ニ於テ	宥	熱帯	戦歿以外ノ傷病	現地ニ於テ[illegible]傷病者（扶養家族三名）	現地ニ於テ[illegible]死亡	

69-73

8036

1559

第百三海軍工作部現役採用工員調書

記事	消息							略歴				
賞典	戦歿以外の消息	戦歿者		戦歿				採用前				
		住所	氏名	戦歿の場所	戦歿の年月日	戦歿の状況	戦歿の場所	採用前の職業	採用年月日	給料（日給）	本籍地	生年月日（年齢）
現地ニ於テ、採用後未ダ日浅キ為恩給法第[illegible]条ノ適用ナシ		[redacted]	元一〇五五作部工員	有泉長吉	北洋漁業株式会社 ホクヨウ ヨウシ ヲ ウ ム ヤ	死（[illegible]）	昭和二十年七月十八日	死亡 入隊直後 工三年	第百三海軍工作部附 昭和十九年十月 日（採用）	昭和十九年十月 日	[redacted]	[redacted]

66-80

第百三海軍工作部理地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	別居地	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	日	場所	戦死病死	遺留品有無	死亡者	住所	戦死公務傷病	遺族	続柄	氏名	備考
[redacted]	大等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年五月五日（徴用）		昭和二十年七月十八日		北緯九〇「ソロモン」「ソピラ才」	戦病死（マラリア）	無		第百三海軍工作部	海軍省対象外	妻	[redacted]	昭和二十年[illegible]月[illegible]日	戦地ニ於テ[illegible]作用ニ未ダ未届[illegible]

288

9122

第百三海軍工作部現地採用工員調書

戸籍	略歴											消息													
戸籍筆頭者	本籍地	現住所（住居表示）	採用前									現況													
	生年月日	A 県名	採用年月日	給料（日給）								最後に消息のあった日時		場所		現況者				戦後以外消息	給与				
	大正	郡市区	第百三海軍工作部	昭和十九年十二月一日								昭和二十年七月十九日		比律賓ザボアルガ		住所	氏名	消息		戦後以外消息	給与				
		町村	昭和十九年十二月一日	昭和二十年三月一日								死亡（推定）								南方戦線	現地ニテ				
			採用（復員）									戦死（推定）									現地ニテ				
												戦死（推定）									現地ニテ				

（告知書所載）

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	
所属部隊	第三十二特別根據地隊（ケダ）
入団年月	一八、一二、一五
役種	補充兵
兵種	水兵
官等級	水兵長
氏名	[redacted]
出生年月日	[redacted]
所属部隊ニ於ケル年月日	
戦地ニ着ノ年月日	昭和拾八年拾壱月 壱十一日
勤務ノ概要	昭和拾九年壱月壱日ニ第三十二特別根據地隊（ケダ）ニ着任ス 同年壱月壱日ニ水兵 昭和二十年四月二十五日 第三十二特別根據地隊ニ大隊一中隊二小隊ニ属ス 此ノ間二十二特別根據地隊ニ大隊一中隊二小隊ニ属ス 昭和二十年六月二十五日
死亡（戦傷）年月日	昭和二十年六月二十五日
病名（又ハ傷部位）	マラリヤ
疾病（又ハ傷）ニ対スル治療ノ状況	昭和二十年七月中旬全班後方作戦参加間ニ二十日 後方搬送中マラリヤ再発間ニ日々病死
死亡年月日時及場所	昭和二十年七月廿九日 ボンボ支隊ボンボ

右申告ス

昭和二十一年八月四日

申告者			
氏名	所属部隊	現住所	本籍地
[redacted]	二十二特設工兵隊第一中隊	[redacted]	[redacted]
	官等級	海軍上等兵曹	
	俗称番號	[redacted]	

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ該務取扱者等ニ於テ呉地方復員局人事部長宛通報ニ非ザル限リ認ムルモノニ付記載ス

(二) 呉鎮所属者ハ特務士官、准士官、下士官ニ付記載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヲ用ヒテ承知シタル事項ハ各書該欄ニ相手方ヲ記載ス

(六) 送付先

呉市

呉地方復員局人事部長宛

119-10

32816

第一五二號

戦死者證明書

[redacted]

一、戦死者本籍地 [redacted]

戸主氏名及續柄 [redacted]

本人ノ氏名 [redacted]

二、戦死者ノ戦死當時ノ所属部隊名

海軍大佐ノ水雷基地隊

三、戦死者ノ戦死當時ノ兵種及官等級（進級セルモノ）

水兵 海軍上等兵

四、戦死ノ場所及年月日時刻

比島（セブ島）ニ於テ昭和二十年七月[illegible]日

五、戦死現認ノ程度（戦ヲ目ラ目撃又ハ）

六、遺骨發送ノ有無 遺骨發送ニ関シテハ不明

553

八 戦死当時ノ状況ノ概要

名部隊ニテ病人続出シ一日毎ニ死亡者ガ増ス ワカリ
デアッタ。

九 遺族ノ現住所 [redacted]

戦死者トノ続柄 父
遺族ノ氏名 [redacted]

十 通リ戦死セラレタルコトヲ證明候也

昭和二十一年 月 廿四 日

[redacted]

所属部隊名 海軍 [redacted]

[redacted]

583-10

285377

本籍地 [redacted] 氏名 [redacted]

現住所 合 右

所屬部隊 北部海軍航空隊

入営年月 昭和十七年九月一日 役種 現役 兵種 兵科（警備隊）

官等級 二等兵曹 生年月日 [redacted] 入隊年月日 [redacted]

内地港湾出発年月日 不明

戦地到着年月日 不明 昭和二十年十一月 於マニラ 陸軍合部附ヨリ転入

勤務ノ概要

於マニラ北部空通信科ヨリ又昭和二〇・三・マニラ東方海軍防衛部隊通信隊ヨリ東方面イニアラー地区アタスリ流域ノ勤務ニ作戦通信・従事

発病（受傷）年月日 昭和二十年七月二十日

病名（受傷部位） 頭部

発病（受傷）ノ経緯 有線電話線架線作業中敵迫撃砲ノ射撃ヲ受ケ弾片創戦死

死亡年月日時刻及場所 昭和二十年七月二十一日 於ルゾン島東岸アタスリ流域

右申告ス

昭和二十一年二月八日

本籍地 [redacted]

現住所 合 右

所屬部隊 北部海軍航空隊 官等級 元海軍中尉

氏名 [redacted] 入籍番號 [redacted]

備考

二六七

140

677

第百三地軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	給料	時間	場所	死亡年月日	死亡の原因	死亡の場所	遺骨の有無	死亡の原因	遺骨の有無	給与	備考	身分	職種
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	此林寮	昭和二十年七月二十日	死亡	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	現在に於ては[redacted]現地に於て[redacted]	[redacted]	一等工員	雑役

72代

1993　21.6.1 公表

第百三連隊工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（居住者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	職務	死亡時	死亡場所	遺骨埋葬者	遺骨埋葬者住所	戦歴	戦歴以外の消息	給与	賞	特技	身分	記事
[redacted]	三等工員 [redacted]	[redacted]	[redacted]（父）	大阪市[redacted]（[redacted]）	第百三連隊[redacted]（[redacted]）	[redacted]	[redacted]	昭和二十年七月二十日	戦死（[redacted]）	地律[redacted]村	[redacted]			現地ニ於テ[redacted]月給[redacted]円	現地ニ於テ[redacted]月給[redacted]円	一等工員	日給三円六十銭	現在[redacted]（[redacted]）

21.07.25

7265

2545　21.6.1 [redacted]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

7249

2.002　26.6.1 公表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	職種	採用年月日	給料（日給）	戦時	場所	戦死者	住所	戦傷以外消息	給与	賞与	備考
[redacted]	三年三月廿日（[redacted]）	[redacted]	[redacted]（女[redacted]）	採掘前	昭和九年八月廿六日（[redacted]）	[redacted]	昭和十九年七月二十日	比律賓	[redacted]	[redacted]		現地ニ於テ[redacted]（[redacted]）	現地ニ於テ[redacted]（[redacted]）	一等工員 日給三円六十銭

2.10.28

190

名古屋法務局

死亡現認證明書

[redacted]

[redacted]

[redacted]

遺骨名報告資料

（甲）

備考 15987

報告	昭和 37 年 95 号 昭和 [illegible] 年四月 [illegible] 日
発送	福島県厚生部長
経出	
宛	呉地方復員部長 殿
先知通	復員局 呉復
検印	[redacted]
本籍地	[redacted]
留守担当者住所氏名	
統柄	（ ）
名簿等の処理	本 処理ヲ 担 宋
受付	一課 33.4.17 受付
軍	海軍
部隊	海軍
所属部隊（職域名又は住所）	南西方面海軍航空廠支廠分廠第六工場
場面	
局面	
兵種	海軍
階級（前）（後）（職名、職員）	工員
氏名	[redacted]
生年月日	一、一、五
男	
女	
区分	戦死
日時	昭和 20 年 7 月 10 日 時 分
事由	艦船ニ乗ス島ヲモカン範囲
場所	道路ナ八幡の地点
年月日報	昭和 [illegible] 年 [illegible] 月 [illegible] 日
場面・局面区分	担任官公署
決	通報要扶 通報 決定 前決 郵送 海軍 陸軍
処	担
処	担
所（旧）	担（旧）
所（新）	担（新）
戸籍	死亡
戸籍	公
戸籍	旧
戸籍	新
戸籍	入籍公
戸籍	甲
戸籍	乙
戸籍	丙
戸籍	丁
戸籍	戊
戸籍	己
戸籍	庚
戸籍	辛
戸籍	壬
戸籍	癸
戸籍	子
戸籍	丑
戸籍	寅
戸籍	卯
戸籍	辰
戸籍	巳
戸籍	午
戸籍	未
戸籍	申
戸籍	酉
戸籍	戌
戸籍	亥
提供者現住所氏名	[redacted]
続柄	甲
続柄	乙
続柄	丙
続柄	丁
続柄	戊
続柄	己
続柄	庚
続柄	辛
続柄	壬
続柄	癸
続柄	子
続柄	丑
続柄	寅
続柄	卯
続柄	辰
続柄	巳
続柄	午
続柄	未
続柄	申
続柄	酉
続柄	戌
続柄	亥
内容	20.7.20 陸ノモノ空襲道路ノ上ニ即死
備考	昭.33.3.24 呉復ヲ入ロ。ヒ[illegible]の[illegible]の[illegible] 認定

号番の簿者遺帰未 4025

戦死報告書

一、中隊　第[illegible]中隊

一、親住所　[redacted]

一、戦死者　陸軍水兵長

一、本籍地　[redacted]

一、遺族氏名　[redacted]

一、戦死年月日　昭和二十年七月二十日　一〇〇〇

一、場所　名　[redacted]　第義号湾

一、戦闘死場所　北部「ルソン島」「クラーク」地区西方山地

一、所隠匿　「クラーク」地区防空壕　石山深

一、遺品の処置　米側収容所に入所の際故郷を偲ばるる物

戦況報告

昭和二十年七月「クラーク」西方山地に於て米軍と戦闘中四月二十日頃より敵の攻撃激化し[illegible]

[redacted]

七月中旬頃より[illegible]

死亡（認定・認）証明書

陸・海・邦

裏面記載上の注意を良くお読みになり、（）内の文字は、該当するものを選び、その番号を○印で囲んでください。

所属（所属）部隊又は官署名	国民義勇隊 有馬第一大隊
通称	所属
地区（市町村）局（区）面	福岡県
種別	兵
死亡者 氏名	[redacted]
生年月日	年 月 日生
男・女	
開戦時の住所（在留地）	[redacted]
本籍地	[redacted]
区分	内
容	
発病時期	不詳 ※
発病場所	不詳 ※
死亡区分	※ 戦病死 ※
死亡日時	昭和二十年七月頃 不詳 ※
死亡場所	ダバオ市東方タモガン村第六村の地点 ※
死亡事由（傷病名）	栄養失調 ※
遺骨及び遺骨の処理	米軍の進攻多忙なため埋葬のいとまもなかったのでそのまま
遺留品の処理	
留守担当者 氏名	統柄（妻）
留守担当者 住所	[redacted]
死亡当時の状況及び参考資料	死亡当時の状況は不明である。私も当時ダバオ市に居住していたので日本人会の会合等により類見知りとなりその後友人としてつきあっていたので同氏をよく知っている。同氏は昭和十七年頃から一二三軍参謀部ダバオ支部から薬品等の支給を受け薬品を製造同部傘下に納入していた。当時の負責者は陽記[illegible]氏をもらっていたようである。同氏は米軍進攻の際同支部転出のあとを追ってきたものと思う。当時食糧不足のため多数の人が栄養失調で死亡しているが同氏もまた栄養失調により死亡したものと思う。
資料提供者	
死亡を知たつた方法	昭和二十年七月二十日頃私がタモガン方面からボンボンに向う途中ダバオ市東方タモガン村第六村の地点で死亡しているのを発見した。
死亡者との関係	友人
現住所	[redacted]
所属（所属）所属（所属）部隊（部隊）職域（職域）	
級階（級階）氏名（名）	[redacted]

56284

[redacted]

死亡者調書

本籍	[redacted]
氏名	仝
所属部隊	元三千二特設巡洋艦
入隊年月	昭和十九年七月一日
官等兵種	海軍
死亡年月日	昭和十九年十月十四日
死亡場所	一水
死亡原因	戦傷
死亡の状況	昭和十九年十月十四日 [illegible] 戦傷ニ付 [illegible] 海軍病院ニ於テ死亡
埋葬年月日	昭和十九年十月十四日
埋葬の場所	呉市
遺骨の処置	昭和十九年十月十四日 [illegible] 海軍病院ニ於テ死亡 [illegible] 遺骨ハ [illegible] 埋葬
認定年月日	
認定者官職氏名	マニラ・[illegible]
認定の方法	遺骨ニ付 [illegible] 下作成ス

230

死亡年月日時刻及ビ場所　昭和二十年八月中旬

右事実ヲ証明ス

昭和二十二年四月十二日

本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所属部隊	第二師団遺骨収集部付
官等級	山水
氏名	[redacted]
入隊番號	[redacted]

備考

(一)本証明書ハ証人ノ記憶ニ基ク概略記載ニシテ其方位及同人ノ部隊所在地等ニ非スト認ムル事

ノミニ記載ス

(二)発ノ在隊ノ部隊士官、准士官、下士官、兵ニ付記載ス

(三)同所ノ人ハ勿論部隊ノ出身者ニ限テ記載ス

(四)知得シタル地名ニ関シ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五)個人ヨリ聞キタル知識ハ各當時ノ部隊ニ相当ス記載ス

(六)部隊　官等　氏名　所方位及同人ノ部隊所在地

所

上ノ通リ遺骨ニ基ク故人ノ戦死ヲ確認ス

220-10

資料通報名票

（甲）

発信	昭和31年7月16日 援港第18092号
先知通	兵庫県知事
宛	厚生省援護局長
経由	殿
検印	[redacted]
本籍地	[redacted]
住所	[redacted]
氏名	[redacted]
続柄（妻）	[redacted]
名簿等の処理	昭31.7.24 / 昭31.7.27
資料	内容：この人中国地区帰国者であります 真実なるものと認められます 証明願います
	確度：本人との関係
	提供者現住所氏名：[redacted]
	備考
備考	確認書類により本人確認ヒ[illegible]
帰還者等の番号	KO-11
公報年月日	昭和　年　月　日
場面・局面区分	担任官公署
場面	
局面	
役職	
兵種	
階級（前）（後）	
氏名	[redacted]
日生	[redacted]
女	
死亡時元区分	
日時	昭和　年　月　日　時　分
場所	
事由	
新	
旧	
決定	
通報	
帰還者番号	
邦人	
南方軍	
満洲軍	
決	一口三郎
判	
所属部隊（又は所在地名）	
旧	
新	
担	
依	
担	
修	
新	旧
整理	
調査	
身分	
所属	
職域	
地域	
場面	
資料	
年次	
根拠	

688

拝啓復員者の為風夜の労苦を感謝致
します
扨而小生去る四月一日浦賀に上陸ルソン島より
復員致候次第にて早速旧部下の留守
宅に対し戦死せる旨手紙せし処今多者同様
の人の通知を受取りたるとの事にて去る二十年
十二月中隊長[redacted]中尉(佐鎮)復員の折に
私急整理方依頼致置きたるも此の移るに
ては今多未整理の事と推察致されます故私急
に内整理下さる様上官として同部下の為御願
い致します

記

第十一次呉防(昭和十九年四月廿五日舘山編)
主計科員名簿

410-10

但シ死亡者ノミ

等級	氏名	記事
中尉	[redacted]	本人ハ昭和二十年四月中同北島東海岸山中ニ於テ作戦中部隊逃亡シタルモ其後ナリヲノタメ殺害サレ居ルヲ大隊長[redacted]大尉確認ス
軍曹	[redacted]	昭和二十年二月十二日マニラ郊外ニテ敵ノ攻撃ニテ敵迫砲弾ノ直撃ニヨリ死亡ス戦死ノ通ク（戦友確認）
一等兵	[redacted]	昭和二十年八月十四日北島東海岸山中ニ於テ病死ス（戦友確認）
一等兵	[redacted]	昭和二十年六月二十九日北島東海岸山中ニ於テ清水谷ニ於テアメーバ赤痢ニヨリ戦病死（戦友確認）
主計長	[redacted]	昭和二十年七月二十八日北島東海岸山中ニ於テ病死シタルモ仮設病舎ニテ左足切断迫撃砲創ノ原因ニテ入院中アメーバ赤痢ヲ発シ戦病死ス生前報告
中尉	[redacted]	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日北島東海岸山中ニテ[illegible]山中ニテ[illegible]陣地ヲ逃亡セリ出死不明

等級ハ編成当時ノモノ

計 [illegible]人 北海道

南本附近護に関し内々数々からご内報
下さります様御願ひます

四月三十日　坂具

人事部長殿

[redacted]

72-10

21.7.15 公表

1212

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	採用前	採用年月日	略歴	職	時	場所	死亡年月日	死亡場所	死亡原因	備考
[redacted]	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日	[redacted]	[redacted]	岸上鉱業株式会社	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日	第百三海軍工作部勤務 昭和十九年三月[illegible]日(採用) 昭和十九年五月[illegible]日 第百三海軍工作部[illegible] 昭和二十年五月[illegible]日 [illegible]	機械[illegible]	昭和二十年七月二十日	比律賓北部ルソン「マラリア」「ゴロック」	昭和二十年七月二十日	比律賓北部ルソン「マラリア」「ゴロック」	戦死(於「ルソン」)	海軍兵曹長

692

1982

21.2.15 公表

| 第西平海軍工作部現地採用工員調査 | | |

陸・海・邦　　死亡（現籍・除籍）証明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。（裏及び表面の各欄に記載に及びません）

| | | |

陸・(海)・邦

死亡 現認 確認 証明書

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

死亡者																		
所属(所属部隊又は職域名)	固有通称	細部所属	地区局面	役種	兵種	死亡時の階級(又は職名種別)	氏名	年月日生	男・女	開戦時の住所(在留地)	本籍地	区分	発病時期	発病場所	死亡区分	死亡日時	死亡場所	死亡事由(傷病名)	遺骨及び遺骨の処理	遺留品の処理
三一通信隊	筑波部隊警備中隊		※バヨネット地区	補充	水	水長	[redacted]				[redacted]	内容			※戦死	昭和二十年七月二十一日	バヨネット地区ツブラオ部落東方	敵の砲撃	不明	なし
													※	※	※	※	※	※		

死亡当時の状況及び参考資料

ツブラオ部落東方陣地において米軍と対峙中午前二時頃集中砲火を受け陣地についたまま戦死

留守担当者 氏名 所属 階級 統柄(妻)

[redacted]

死亡を知つた方

同一戦闘地域において同行動をとつて知つた

死亡者と関係

同部隊同地域の戦闘に参加

現住所

[redacted]

所属(所属部隊職域)

三一通信隊

階級(職名)氏名

[redacted] 印

資料提供者

死亡確認証明書

陸・海・邦

死亡者	部隊又は職域名	有通称	筑波部隊 警備中隊	所属	局区	面	兵種	水	階級	水兵	名	[redacted]	年	[redacted]	月	[redacted]	日生
	開戦時の住所（在留地）																男・女
	本籍地	[redacted]															
	区分	内・容															
	発病時期	/															
	発病場所	/															
	死亡区分	※戦死															
	死亡日時	昭和二十年七月二十五日															
	死亡場所	バヨンボ地区ツブラオ部落東方															
	死亡事由（傷病名）	敵の砲撃															
	遺骨及び遺骸の処理	不明															
	遺留品の処理	なし															

死亡当時の状況及び参考資料	ツブラオ部落東方陣地において米軍と対峙中午前二時頃集中砲火を受け陣地についたまま戦死
留守担当者	現住所 [redacted]
	氏名 続柄（妻） [redacted]

死亡を知つた方法	同戦斗地域において同一行動をとつて知つた
死亡者との関係	同部隊 同地域の戦斗に参加
現住所	[redacted]
所属（所属部隊・所在地）	三一通信隊
階級・氏名（名称）	[redacted] 印

資料提供者

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| 住所 | 氏名 | 生年月日 | 本籍地 | 現住所（居住者ノ所在地） | 採用前ノ職業 | 採用年月日 | 給料（日給） | 死亡ノ時期 | 死亡ノ場所 | 死亡ノ原因 | 死亡ノ場所 | 死亡ノ原因 | 死亡ノ年月日 | 遺族ノ住所 | 遺族ノ氏名 | 遺族ノ職業 | 遺族ノ生活ノ状況 | 遺族ノ生活ノ状況 | 遺族ノ生活ノ状況

第百三海軍工作部現地採用工員調書

記事	殉職							略歴					
	給与		戦歿					採用前					
	賞典	恩給法ノ適用ノ有無	戦歿又ハ殉職ノ年月日	戦歿又ハ殉職ノ場所	戦歿又ハ殉職ノ原因	傷病ノ種類	傷病ノ場所	給料（日給）	採用年月日	職名	所属	本籍地	現住所（居住者）
	現地ニ於テ 海軍大将 [redacted] 賞金（特別賞金）	現地ニ於テ 海軍大将 [redacted] 賞金	昭和二十年七月廿二日 時	比律賓ルソン島	戦死（[redacted]）		[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月廿五日（嘱託）	工員	第百三海軍工作部	[redacted]	[redacted]（[redacted]）

（川内島）

160

21-7-15 公表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所	略歴				消息						記事
				職種	採用年月日	給料（日給）	戦歴			戦傷			戦傷以外消息	
							日時	戦闘場所	戦場・場所	傷名	住所	現在所		
	二等工員	[redacted]	[redacted]	標麻前	[redacted]	第百三海軍工作部 後記 大正十二年十二月三十日（満四）	敵弾ニ倒レ死ス（マラリヤ）	比律賓 比島ルソン カワヤン	第百三海軍工作部	海軍工作部	[redacted]	戦傷ニ於テ 昭和 年 月 日	現在ガ最本 昭和 年 月 日	傷痕ニ基ク
			縣											
			福岡											
			郡											
			[redacted]											

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（居住者）	略歴				消息						記事
				採用前	採用年月日	給料（日給）		戦歿				戦歿以外ノ消息	給与	
								時	所	遺骨ノ有無	遺族ノ住所		賞典	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	記載ノ如ク[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

第百三海軍五特部現地採用工員調書

| | | |

香川県

戦没者調書

住所	[redacted]
氏名	同
生年月日	右
戸籍筆頭者	[redacted] 前
入隊年月日	昭和七・九
部隊	歩兵
入隊地	香川県
所属部隊	第[redacted]部隊
最後の所属部隊	第[redacted]部隊
最後の階級	上等兵
戦死又は死亡の年月日	昭和二十年七月二十五日
戦死又は死亡の場所	比島サンボアンガに於て
戦死又は死亡の原因	敵部隊貫通銃創
備考	17.9. 復員(千葉陸軍病院)17.3.帰郷 手榴弾破裂負傷 養成所ノ所 (17.10.10) 機関部員として勤務中 昭和二十年七月二十五日 (中華民国[illegible])

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月十七日

[redacted]

[redacted]

[redacted]

11487

親族證明書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

職務名 一等工員 [redacted]

一職務年月日 昭和二十年八月十日

一職務ニ職務外死ノ區別 広島県ノ山中ニ於テ戦病

一職務死場所 広島県山中

一職務死狀況 ムラヤ兵隊ニ伴リ病死

右現認ス

昭和二十年十月 日

現認者氏名 [redacted]

三、三、三、三六 陸京法務

海軍

分類番号

370

7623

1.619

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部現地採用工員[redacted]

氏名	生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用前	採用年月日	給料（日給）	戰時	白	戰場	戰死者	遺骨ノ有無	住所	戰傷以外ノ消息	給與	賞典	記事
[redacted]	年 月 日生	縣 郡 市	[redacted]		昭和十九年十月 日（徴用）	[illegible]	昭和二十年七月二十四日 時 分	戰死（於マラリア）	比律賓 北部ルソン島 ウビロ村	有 無	第百三海軍工作部	海軍二等水兵	[redacted]	現地ニ於テ 特別公表ス 採用ノ取扱ヲ	[redacted]（特別昇進 名）	

1321

1928

21-7-15 公表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

記事	御恩					略歴				本籍地	現住所（居所及番地）
	給与		殺	戦		給料（日給）	採用年月日	採用前		昭和年月日	氏名
	賞典	殊地に於ける	戦殺以外の傷疾	住所	場所	時間					
					現地採用員	別表戦死者名簿					
					第百三海軍工作部	昭和二十年六月二十五日	昭和十九年九月一日	第百三海軍工作部附	昭和一桁		合祭
					第百三海軍工作部	戦死	一日	一九、八、一五、マラカル工場勤務	一九、八、一五、マラカル工場勤務		合祭
					マンダワク	二十年六月二十五日	一日	終戦	終戦		
					泰	一時		日後	日後		
					第百三海軍工作部						
	殊地に於ける										
	賞典										

証明書

海軍第三十二特攻隊[redacted]大隊[redacted]隊
故海軍二等兵曹
兵籍番号
（生年月日）[redacted]

一、戦死年月日　昭和二十年七月二十六日
一、戦死ノ場所　比島ミンダナオ島ダバオ州プラニプラン
一、戦死（戦病死）傷病

右海軍二等兵曹[redacted]昭和二十年六月下旬頃ミンダナオマラナ飛行場斬込ニ出発成功帰隊セシモマラリヤ熱罹病未隊ニテ養生セシモ益々悪化遂ニ後方ブラニプラン海軍病舎ニ収容セラレシモ遂ニ戦病死セリ

右之通リ戦友トシテ確ニ見届ケ[redacted]遺骨ヲ持帰リタルコトヲ証明ス

昭和二十年二月一日

元海軍二十二特攻[redacted]大隊
元海軍二等兵曹
[redacted]隊

第百三海軍工作部現地採用工員調書

[redacted]

氏名	生年月日	本籍地	現住所	略歴	採用前	採用年月日	特殊（日給）	死亡	日時	死亡の業況	場所	死亡者	住所	遺留品	死亡者	死亡の状況	特殊	共同	特殊	共同	特殊	共同
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月廿五日（採用）		昭和二十年七月二十六日	病死	比律賓北部ルソン島ビガン	第百三海軍工作部	海軍武官大尉	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

戦死者調書

本籍地	[redacted]
現住所	右全
所属部隊	第[illegible]十二特別根據地隊
入團年月	昭和十九年四月一日
官等級	上等水兵
氏名	[redacted]
生年月日	[redacted]
役種	警備兵科
兵種	水兵
内地殯葬或埋葬年月日	昭和拾九年六月拾參日
戦地埋葬年月日	昭和拾九年[illegible]月拾參日
勤務概要	昭和拾九年[illegible]月以後[illegible]島[illegible]方面ニ於テ警備隊[illegible]ニ於テ根據地隊ノ一部ニ[illegible]防衛隊勤務（記事欄ニ記載ス）
発病或傷年月日	昭和拾九年六月拾八日
病名（或傷所位）	戦傷 背部貫通銃弾
発病或傷又ハ戦歿時状況	[illegible]
死亡年月日時刻及場所	昭和二十年十月二十七日午後四時三十分 [illegible]

右申告ス

昭和三十年四月二十五日

申告者		
本籍地	[redacted]	
現住所	右全	
所属部隊	第三十二特別警備隊	官等級
氏名	[redacted]	入籍番號
		[redacted]

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ残務取扱者等ニ於テ呉地方援護局人事部長宛通報ニ非ズト認ムルモノノミニ付記載ス

(二) 呉鎮在籍、特務士官、准士官、下士官、兵ニ付記載ス

(三) 同府縣人ハ勿論他府縣出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範圍ニ於テ出來得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヨリ聞ケル承知シタル事項ハ各當該欄ニ括弧ヲ付テ記載ス

(六) 送付先

呉市

呉地方援護局人事部長宛

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日 (年齢)	本籍地	現住所 (戸籍筆頭者)	略歴 採用前	採用年月日	給料 (日給)	職種	日時	場所	死亡	傷病	死亡の状況	給与 賞与	合計	記事
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和八年[illegible]月[illegible]日	第百三海軍工作部[illegible]	[illegible]	昭和二十年七月二十七日	比律賓	死亡	有	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	本籍地	現住所（居所又ハ寄留地）	略歴			戦歴										恩給		備考
採用年月日	採用前	給料（一日給）	採用年月日	日時	戦死ノ別及戦歴	場所	遺骨ノ有無	遺骨ノ所在	住所	戦歴以外ノ恩恵	種別	年月日	官等	金額	典拠		
一等工員			第百三海軍工作部ニ採用	昭和二十年七月十七日	戦死	地津嘉ペシラレ島	無								現地ニ於テ		

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

元海軍上等水兵

[redacted]

原籍 [redacted]

右者昭和二十年七月十二日ヒリッピンダナオ島ダバオ州マンドックノ戦闘ニ於テ左足背部ニ迫撃砲弾片創ヲ受ケ海軍野戦病院ニ於テ加療中昭和二十年七月二十八日戦傷死ス

右証明候也

昭和二十五年二月十一日

元海軍上等兵曹

[redacted]

328

SOO-10

第百三海軍工作部現地採用工員調査

氏名	生年月日	本籍地	現住所（日本居住者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	日時	職種	場所	遺骨・遺品の有無	遺族	住所	戦死以外の死亡	帰国	現地残留	備考
[redacted]	（年月日）	[redacted]	[redacted]	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [illegible]入社 [illegible]マロタ工場修理 [illegible]入社 [illegible]	昭和十九年[illegible]月[illegible]日（後用）	[illegible]	昭和二十年七月二十九日	死亡（[illegible]）	比律賓	有	[redacted]	工員工作部 工員城	おそらく[illegible]戦死	現地残留	現地残留	[illegible]

1420

戦死見込証明

氏名　故海軍少尉

住所　[redacted]

戦死月日　昭和二十年七月二十九日 ラバウル

戦死場所　ラバウル ミニヤラ島ガラガラ西南南約六粁地点ラバウル

戦死理由　敵進攻の際中耐兵力ノ為 戦死ス

所属名　第二十二特別根据地部隊

海軍陸戦隊　第二大隊　本部中隊　指揮小隊ヲ長

右戦死証明致ス

昭和二十年三月二十四日

元海軍上等兵曹六番

[redacted]

元海軍

人事部行中

2366

21-7-15 名表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 年月日 本籍	現住所	略歴 採用年月日	採用前	給料（日給）	職務	傷痍	戦傷以外ノ疾患	恩給	備考
（漢字）	（家族名）				自 至	場所	傷痍者 住所		
[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和九年十二月十五日（雇用）	第百三海軍工作部 [redacted]	一五円	昭和二十年七月二十日	北緯 北緯	第百三海軍工作部	海軍五等大尉	現地ニ於テ 現地ニ於テ

717

1372

21-7-15 公表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（最後住所）	職	略歴	採用年月日	給料（日給）	戦歴	場所	時	戦歴	戦傷以外の消息	埋葬	記事
[redacted]	大正二年五月	[redacted]	[redacted]	職工	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月十日（雇用）	昭和十九年十二月 第百三海軍工作部	戦死	比律賓 北部ルソン カワヤン	昭和二十年七月	戦死（マラリヤ）		現地ニ於テ 昭和 年 月 日	現地ニ於テ 昭和 年 月 日

第百三海軍工作部現地採用工員調書

生年月日	本籍地	現住所（家族名）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時	日	場所	死亡	遺族	戦歿以外ノ消息	賞典	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百三海軍工作部 昭和十九年十二月十五日（徴用）	[redacted]	昭和二十年七月三十日		比律賓	[redacted]	[redacted]		[redacted]	

162

死亡者調書

本籍地	不詳
現住所	[redacted]
所屬部隊	第三十三軍作戰(東部特設隊)(大隊)
入隊年月	昭和十六年 月 日
官等級	上等兵
氏名	[redacted]
生年月日	
戸籍筆頭者	不詳
兵種	兵科
職種	柳
戦地到着年月日	
戦地発送年月日	
勤務概要	第三十三軍作戰(東部特設隊)(大隊)ハ昭和十六年[illegible]月[illegible]日[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

昭和十一年二月十日

本籍地	[redacted]		
現住所	右 仝		
所屬部隊	陸軍二等兵	官等級	海軍二等水兵
氏名	[redacted]	入隊番号	[redacted]

備考

一、兵籍ニ存在セザル特務士官准士官下士官及兵ニ付記載ス

二、和歌山縣人ニ付 更ニ他府縣出身者ニ就テモ記載ス

三、知得シ難キ範圍ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

四、住人ニ関シ承知シタル事項ハ各商議相手方ノ記載ス

618-10

本籍地

[redacted]

所属部隊　海軍第三十[illegible]根據地隊（分心才）

入隊年月　昭和九年[illegible]月十五日

官等　新海軍水兵長　[illegible]月[illegible]日

[redacted]

内地帰還年月日　昭和十九年五月十七日

戦地到着年月日　昭和十九年六月[illegible]日

海軍兵學校於テ新兵教育

自昭和十九年[illegible]月[illegible]日至昭和十九年五月十七日　輸送業務

自昭和十九年五月十七日至昭和十九年七月八日　セブリーガテン見張所勤務

自昭和十九年七月八日至昭和二十年[illegible]月[illegible]日　ルバオ警備隊勤務

戦病（負傷）年月日　昭和二十年七月十七日

病名（負傷部位）　マラリア（無熱帯）

昭和二十年七月十七日マラリア発病当中二月十七日マラリア二種発病

59　722

死亡ノ原因　[illegible]

死亡年月日時及場所　昭和二十年七月十日午前十時三十分ノ頃才伐才二十科山中ニテ

右事件ニ付

昭和二十一年　三月　三十一日

本籍地	[redacted]
住所	仝所
所属部隊	海軍第二三二特別根據地隊
官等	海軍二等兵曹
氏名	[redacted]
入籍番号	[redacted]

備考

(一) 本死亡者ハ部隊長又ハ[illegible]ニ基テ長崎方面[illegible]ノミニ付記載ス

(二) 兵籍抹籍ノ[illegible]士官、[illegible]士官　下士官、[illegible]ニ付記載ス

(三) 前府県人ハ勿論他府県[illegible]ニ基テ[illegible]ス

(四) 知[illegible]ニ基テ[illegible]ス

(五) 他人ヨリ聞キテ[illegible]ニ付[illegible]ス

特記事項

宛先

長崎

長崎方面[illegible]部隊宛

51-101

戰病死現認証明書

海軍上等水兵

[redacted]

右ノ者フイリピン諸島ロボク島ニ於テ昭和二十年二月下旬戰病死ノ事ヲ証明ス

昭和二十二年三月一日

海軍上等兵曹

[redacted]

55-10